

第36回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	令和6年7月26日（金）	
開催場所	前橋プラザ元気21 5階 505学習室	
出席委員	太田絢子委員長、中野秀人副委員長、入澤広之委員、加藤由紀委員、北野敦則委員	
欠席委員	なし	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽出案件	件数	（備考）
条件付 一般競争入札	1	<p>今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続の運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 令和5年度下半期発注工事等の審議について 加藤委員より抽出された5件の工事等について、前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 物品購入及び役務業務の概要について 令和6年度分から新たに審議の対象に加わる物品購入及び役務業務について、事務局より概要説明を行った。</p> <p>5 その他</p>
簡易型条件付 一般競争入札	2	
随意契約	2	
合計	5	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり

委員会による
意見の内容

- 競争性の確保のため、応札件数の動きを注視し、入札における競争性の確保に努めていただきたい。
- 共同企業体施工の意義は十分理解しているが、共同企業体での施工を参加条件とする入札案件については、予め参加者が少なくなると予測される場合には、その必要性を十分検討した上で実施していただきたい。
- 総合評価案件の価格以外の評価点の要素として、材料やその他の調達会社が前橋市内にある場合に加点することを今後検討していただきたい。
- 今後、長期契約が見込まれる修繕・メンテナンス契約については、関係企業等の経済体力等を注視し、仮に受注者が倒産した場合であっても、代替企業が引き続き修繕・メンテナンスできるよう模索していただきたい。
- 公契約は、価格の適正性が一番注目される事項であるため、特命随意契約においては、特に適正価格の証明をできるようにしていただきたい。また、次回の定例会から抽出案件となった随意契約の予定価格の積算根拠資料を当日配付でも構わないので用意していただきたい。

別紙

質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等について 入札方式別発注総括表及び入札方式別発注一覧表、指名停止等の運用状況一覧表・談合情報対応状況一覧表</p>	
<p>【委員】 予定価格の公表が行われたのは、令和3年度からであるが、予定価格の公表前と公表後で落札率に変動があるか。</p>	<p>【事務局】 大きな変動は見受けられません。</p>
<p>【委員】 上半期と比較して下半期の発注件数は減少しているが原因はあるか。</p>	<p>【事務局】 例年、発注件数は、上半期が多い状況です。</p>
<p>【委員】 最近では物価の上昇や為替の変動も激しいが、材料など予定価格算出の基準計算価格はどのくらいの間隔で見直しをしているのか。半年遅れになるようなことはないか。</p>	<p>【事務局】 積算システムの資材単価は、毎月見直しをしています。</p>
<p>【委員】 工事について、契約後に著しい為替や物価の変動があった場合、契約の見直しはあるのか。</p>	<p>【事務局】 契約締結後に工事材料の価格や賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合、受注者が請負代金額の変更を請求することができる旨を契約約款で定めています。</p>
<p>【委員】 その場合は、どのように変更価格を定めるのか。</p>	<p>【事務局】 基準日において、完了した部分と未着手な部分とに分けて、未着手の部分について変動後の価格で事業費を算出し、受注者と発注者とで負担割合を算出して変更価格を算出し決定いたします。</p>
<p>【委員】 随意契約的な形で、価格交渉をしているのか。</p>	<p>【事務局】 変更契約になります。</p>

<p>【委員】 落札率をかけて、値引きなどを行ったりしているか。</p>	<p>【事務局】 変更契約では、当初の落札率が適用され変更金額に係数として掛かります。</p>
<p>【委員】 増加した部分が言い値になることはないか。</p>	<p>【事務局】 ありません。</p>
<p>【委員】 資料1の31ページの入札不調となった件について、No.3などは応札が6件もあったのに不調になっているが、これは、最低制限価格を下回ったということが主な原因か。最低制限価格は公表されていないか。</p>	<p>【事務局】 応札した6者すべてが最低制限価格を下回ったため、不調となったものです。最低制限価格は事後公表としています。</p>
<p>【委員】 業者であれば、ある程度の積算ができるのではないか。そうした中で、業者も最低制限価格を読めなかったというのは、何か原因があるのではないか。</p>	<p>【事務局】 最低制限価格は事後公表ですが、予定価格は事前公表としています。業者は公表している最低制限価格の算出方法から最低制限価格を算出して入札しています。 受注意欲が高い業者は、他者に落札されないよう低い価格で入札するため、その結果、本件のように全者が最低制限価格を下回ってしまうこともあります。 また、最低制限価格の算出にあたり、ランダム係数という前後0.5パーセント幅で最低制限価格を変動させる仕組みを採用しているため、その変動幅が影響したことも考えられます。</p>
<p>【委員】 適正に競争が行われることから、このようなケースが出てしまうということか。</p>	<p>【事務局】 そのとおりです。</p>
<p>【委員】 入札監視委員会設置要綱では、審議事項として指名停止の再苦情処理を行うこととあるが、今回は無かったということか。</p>	<p>【事務局】 再苦情はありませんでした。</p>

<p>【委員】 昨今の事情からすると、円安による資材の高騰や人件費高騰、さらには現場監督の 人材不足により、なかなか工事が立たない という状況かと思うが、最低制限価格を下 回り不調ということは予定価格が高めであ ることで意外に感じる。 予定価格をどのくらい正確に作っていく かで、正当な競争が生まれると発展してい くと思う。 予定価格が実際に相場に合っているか、 ある意味適正な業者の利益がどれくらい で、それを想定し設定することは非常に難 しいと思うが、入札者数が減っていくと、今 後、競争入札が成り立たなくなってしまう。 最近の傾向はいかがか。</p>	<p>【事務局】 一般競争入札は受注希望者自ら参加の意 思を表明する入札方式のため、受注を希望 する案件には参加表明し、そうでない案件 には参加表明しません。 そのため、以前の指名競争入札を実施し ていた時と比較しますと、入札者数は減少 しています。 また、現場環境等によって参加者がなく、 不調となる案件もあります。</p>
<p>【委員】 落札率及び契約金額等について、随意契 約を除いたもので資料が作られているが、 随意契約を除いた理由は。</p>	<p>【事務局】 特命随意契約については落札率が100 パーセントに近い数字になるため、その数 字を加えることで落札率全体に影響が出て きてしまいます。 そのため、随意契約分を除き、競争入札が 行われた案件で落札率を算出しています。</p>
<p>【審議事項】 1 中之沢浄水場 浄水施設築造工事（施更第1号） 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：水道施設 契約金額：895,000千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 この案件は1者入札の案件であり、1者 入札で総合評価方式をする意味があるの か。 例えば総合評価方式で1者入札の場合で も、例えば価格点以外では足切りがあると かをするということであれば意味がある と思うが、もともと企業の体力や能力を精査 することが必要と考え、この総合評価落札 方式が取られた訳なので、足切りのことを 要項に加えていただくことも検討をいた だいた方が良くと思う。</p>	<p>【事務局】 総合評価方式の案件については、入札者 が1者であっても、入札公告で公告したと おり評価事項について評価をしています。 なお、総合評価方式においては、事前審査 により参加条件を満たさない者の参加は認 めないため、価格以外の評価点が低いこと での足切りは行っていません。</p>

<p>【委員】 3億円以上かつ技術的難易度の高い案件に関しては、共同企業体を活用するというのは何か決まりがあるか。</p>	<p>【事務局】 特定建設工事等共同企業体運用基準で定めています。</p>
<p>【委員】 本案件は参加者が最大5者見込まれた中で、実際には1者しか参加がなかったということだが、共同企業体を参加条件とする方が、入札者を増やすことになるのか減らすことになるのか。</p>	<p>【事務局】 共同企業体を参加条件にすることで、複数の業者と企業体を組まなければならないため、参加に制限がかかる可能性は否定できません。</p>
<p>【委員】 企業体を組むことだけでも結構な労力が必要となってくるので、むしろ大きいから、複雑だからということで、企業体を参加条件にすることが正しいのか。 一方で、1者入札にして、下請け制度、協力業者としてやっていくことが、実際に正しいことかわからないので、そこに関しては、要項でこうだからというのを考える時期に来ていると思う。</p>	<p>【事務局】 条件付一般競争入札は、参加条件に原則、同種工事の施工実績を求めており、企業体を組む場合は、代表構成員となる者の条件に施工実績を求めています。 本工事の参加条件を企業体とすることで、施工実績がない構成員が工事完成後は施工実績を持てるようになります。 それによって、施工実績を有する者として本工事と同種工事への参加が可能となります。 配水池更新工事は、今後も続く予定であるため、参加可能な業者を増やすことも考慮し、企業体を参加条件としております。</p>
<p>【委員】 共同企業体を参加条件とせず、単独でも共同企業体でも入札に参加できる条件設定は可能か。</p>	<p>【事務局】 可能と考えます。</p>
<p>【委員】 落札者の価格点が満点の75点となっているが、今回は1者だけだからか。</p>	<p>【事務局】 価格点は「75点×最低価格/入札価格」で算出するため、入札参加者が1者であれば価格点は75点になります。</p>
<p>【委員】 落札者の総合点数が85点ほどであるが、過去に実施した総合評価点と比較するとどのようなものか。</p>	<p>【事務局】 高得点です。</p>
<p>【委員】 価格以外の評価点の25点中の得点10点は比較的高いということでしょうか。</p>	<p>【事務局】 そのとおりです。</p>

<p>【委員】 総じて価格以外の評価点が低いのであれば、ほぼほぼ価格点で決まってしまう。価格点が総合点数の75パーセントもあっていいのか。</p>	<p>【事務局】 総合評価落札方式の落札者決定基準に関しては、外部委員で組織された総合評価委員会の審査を経て、決定しています。 総合評価委員会においても価格点と価格以外の評価点のバランスの議論をいただいています。</p>
<p>【委員】 水道料金が以前値上げをしたかと思うが、水道料金は水道施設の修復のために値上げするということが反映されているか。</p>	<p>【事務局】 本市は多くの水道施設を保有しており、その多くは老朽化が進み更新時期に入っている状況です。 しばらくの間、本市は水道料金を改定しておりませんでした。長期的な改修計画によって、水道施設を維持していくために数年前に水道料金の改定に踏み切りました。</p>
<p>2 新田小学校エレベーター棟増築工事 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 工 種：建築一式 契約金額：55,050千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 この案件は入札者1者であり、予定価格が事前公表されていて、落札率が99.9パーセントということは、業者は自分以外の入札はないものと確信して入札している状況と思われる。 資料1に記載の同種工事（永明小学校エレベーター棟増築工事）は申請者数が4者、入札者数が2者あった。 一方で、本件の方が、一日当たりの単価が高いとのことだが、それでも本案件は、申請、応札もともに少なく、かつ落札率も高いのか。</p>	<p>【事務局】 まず、同種工事との価格の差については、本案件は、エレベーター棟の基礎部分に杭の基礎を使用していることから、価格に差が生じています。 また工期に関しては、本案件は、一度、年度当初に発注を行いましたが、応札者がなく不調になり、仕切り直して再度発注した工事であります。そのため、年度内完成を目指して年度末に工期設定しています。 落札率が高い要因は、エレベーター工事の特殊性にあると推測されます。本工事の費用の大部分はエレベーターの機器費となり、機器製造メーカーに委ねられます。応札者の建築一式業者は、利益率を考慮して応札しますので、落札率が高くなっていることと考えられます。 併せて、応札者が少ないことも利益率が低いことが要因であると考えられます。</p>

<p>【委員】 エレベーターが調達できる時期であったのか疑問がある。エレベーターを発注しても、なかなか入ってきませんよ。 去年の10月ぐらいから銅線が入ってこなく、それでかなり工事が止まってしまったということもあったので、発注者としては、期限を設ける必要があると思うが、価格や技術力以外の問題として、昨今そういうところも考えないといけないと思う。背景がわかるのであれば、教えていただきたい。</p>	<p>【事務局】 国の指導のもと全国の学校関係がエレベーターやエアコンの設置に関して、一斉に事業展開している現状があります。 そのため、機器が全国的に品薄になり、施工業者についても飽和状態であるため、下請け業者の確保に問題が生じていると聞こえています。 そのような状況であることから、現場条件に応じて参加者数に影響が生じているものと感じています。</p>
<p>3 宮城地区 配水管布設替工事（国耐第7号） 入札方式：簡易型条件付一般競争入札 業 種：管 契約金額：38,335千円(税抜き)</p>	
<p>【委員】 今回の件については入札者数も6者おり、落札金額も最低制限価格に近く、適正な競争が行われたものと思われる。 一方で、ダンピングが行われていないか、予定価格が適切だったのかという問題もあるが、落札率も最低制限価格に近くの90パーセント前後ということだが、配水管工事はほかのもの比べて、落札率は低くなりがちか。</p>	<p>【事務局】 配水管工事の入札参加者ほどの業者も受注意欲が高く、他の工事と比較して落札率は低くなっています。</p>
<p>【委員】 ほかの工事と比較して、入札価格を圧縮できるものがあるか。</p>	<p>【事務局】 圧縮できるものと言うよりも、受注意欲の高い業者が多いことが要因であると考えています。管工事に限らず、一般競争入札に移行してから、競争性は高まっている印象があります。</p>
<p>【委員】 同種工事（桂萱地区 配水管布設替工事）と比較して、工期と金額に差を感じるが要因はあるか。</p>	<p>【事務局】 同種工事の桂萱地区は市街地で密集地であり住宅数が多い点が工期、金額に影響しているものと考えられます。</p>
<p>【委員】 ある程度決まったメンバーが、決まった見積もりができるか。予定価格についても、最低制限価格も予想が付きやすい、逆読みがされやすいという発想があるか。</p>	<p>【事務局】 予定価格を算出するための積算基準が公表されており、最低制限価格の算出方法についても公表されていることから、入札に参加する多くの業者は一定の精度をもって算出が可能であると考えています。</p>

4 グリーンドーム前橋エスカレーター改修工事 入札方式：随意契約 工 種：機械器具設置 契約金額：130,000千円(税抜き)	
【委員】 予定価格の決定方法や経緯、また価格交渉の経緯について説明をお願いしたい。	【事務局】 予定価格の算出にあたっては、当初の設置者である東芝エレベーターから見積を徴取して、市の基準の算定値をかけて算出し、経費等については、国交省の基準を採用しています。 価格交渉は行っていません。
【委員】 経費についての説明をお願いしたい。	【事務局】 国交省のエレベーター設置の経費率を採用しています。
【委員】 特命随意契約であれば、結果として143,000千円で多分変わらないと考えるが、我々としては100パーセントが当然と考えられるし、わざと落札率を下回ったというものをわざわざ作り上げたと見えてしまう。	【事務局】 特命随意契約については、予定価格を公表していませんので、応札者は、これまでの経験から自社の見積額を基に応札額を算出して、応札してくるのが現状であると思われます。
【委員】 見積額に算定率を掛けるということであるが、見積額が適正かについてはいかがか	【事務局】 他の自治体の価格と比較する等、見積額の妥当性を聞き取りなどで確認しています。
【委員】 少なくとも、他の自治体の同規模、同メーカーの見積等は入手されているという認識でよいか。	【事務局】 エレベーターの多くは受注生産品のため、まったく同じものが存在しなく、メーカーごとの比較も難しいが、聞き取りにより他の自治体の状況を基に確認しています。
5 水道施設再構築計画策定業務（委託特第1号） 入札方式：随意契約 工 種：土木コンサル 契約金額：72,000千円(税抜き)	

<p>【委員】 指名業者数が全国で4者と少なかったが、条件が厳しすぎたということはないか。</p>	<p>【事務局】 今回の業務は、前橋の水道の今後50年間を決定させていただく業務であり、現状の施設数が多い状態で、人口減少、水需要の減少等でダウンサイジング、施設再構築を総合的に判断する内容であり、指名業者には豊富な経験とこの業務に見合った実績を求めることとしました。</p>
<p>【委員】 結果として、株式会社日水コンに採用されたわけだが、この委員会でプロポーザル方式の評価そのものに立ち入るのは適切ではないと思うが、なぜこの会社が採用されたか、主にどのような点が評価されたか説明いただけるか。</p>	<p>【事務局】 審査につきましては2者応募がありましたが、100点満点として、内訳としては、実施体制の評価が30点、企画提案の評価1と2で各25点、質疑応答5点、見積価格15点として実施しました。 最終的に日水コン群馬事務所に決定しましたが、全国的に実施している業者であり、高いノウハウを持っており、最終的に認可変更を行うことから、国土交通省とのパイプもあり、全国で水道事業を多岐にわたっている業者であり、提案等も特化した専門的な知識でプレゼンを受けたことから、こちらの業者に決定しました。</p>
<p>【委員】 もう1者との価格の差はあったか。</p>	<p>【事務局】 価格としても日水コンの方が安価でありました。</p>
<p>【物品購入及び役務業務の概要について報告事項】 ・物品購入及び役務業務の概要について</p>	
<p>【委員】 役務業務は案件数が多いが、なぜ紙入札なのか。</p>	<p>【事務局】 庁内ネットワークのセキュリティ面などを考慮し、電子入札システムの運用を契約監理課に限定しているため、事業主管課で入札を行う役務業務は紙入札となっています。</p>
<p>【委員】 役務業務全体の3割が4月1日に契約することだが、何か理由があるのか。</p>	<p>【事務局】 機械警備業務や電気設備保守点検業務など、年度開始日から履行されることが必要な役務業務があるためです。</p>

<p>【委員】 役務業務について、これだけの件数がある中で、入札監視委員会の審査対象が50万円超でなければいけない理由は。</p>	<p>【事務局】 地方自治法施行令で50万円を超える役務業務は、競争入札により契約を締結することが定められているためです。</p>
<p>【委員】 役務業務の件数が1,400件ほどあるが、入札監視委員会での審査は実現可能か。</p>	<p>【事務局】 事務局では、テーマを決めて審査案件を絞ったかたちで審議いただくのが現実的であると考えています。 本日、審査の方法までご提示できませんでしたので、今後、次回に向けご相談させていただきたいと思います。</p>
<p>【委員】 官製談合事件があったことで、役務業務と物品購入を入札監視委員会で審査することにしたのか。 役務業務や物品購入まで審査している自治体はあるのか。</p>	<p>【事務局】 前橋市の入札契約手続きにおける公正性の確保、客観性及び透明性の向上を図るため、新たに審査することとしたものです。 以前、中核市に調査をしたときは、4市が物品役務を入札監視委員会で審査をしている状況でした。</p>
<p>【委員】 役務業務で特命随意契約が607件と多いが、この中に10年、20年と継続するような長期継続契約はあるのか。</p>	<p>【事務局】 長期継続契約は、情報処理関係や施設設備など締結することができる契約と、契約ができる期間を5年以内と定めています。 また、長継続契約を締結する場合は、原則として、随意契約ではなく競争入札を実施しております。</p>
<p>【委員】 競争入札をしてみたが1者しか入札せず、結果としてその者と20年、30年と契約が継続することはあるか。</p>	<p>【事務局】 20年、30年までかは分かりませんが、施設設備などは業者が特定されてくる傾向があるかもしれません。情報処理関係は長めの契約が多いと感じています。 長期継続契約をできる期間は、最長5年ではありますが、競争入札の結果、引き続き同業者との契約になることはあります。</p>